

## 病理ブロックおよび病理診断用・細胞診プレパラートの保存期間について

検査課では、診断や治療を目的として、患者様から採取された臓器の一部を病理標本、細胞診プレパラートを作製して、診断後に保管しています。

当初は、病理ブロック、各種のプレパラートを永久保存として保管してきました。

しかし、施設内に保管するスペース確保が困難な状況となり、病理検体および細胞診検体の保管期間を以下のように決めました(2024年4月1日より適用)

保管期間を経過した検体（各種スライド・病理ブロック）は順次廃棄とさせていただきます。

種類	保管期間
病理ブロック	20年
病理スライド	10年
細胞診スライド（陽性例）	15年
細胞診スライド（陰性例）	5年

病理標本および細胞診の検体について、上記の期間をこえて保管の継続を希望される方は、保管期間内に検査課へご連絡下さい(ご希望に添えない場合がございますことをご了承下さい)。